

消防予第 207 号  
平成 27 年 5 月 27 日

各都道府県消防防災主管部長

殿

東京消防庁・各指定都市消防長

消防庁予防課長  
(公印省略)

### 仮使用認定制度の運用等について

建築基準法の一部を改正する法律(平成 26 年法律第 54 号)、建築基準法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令(平成 27 年政令第 11 号)及び関係告示が平成 27 年 6 月 1 日に施行されます。

今回の建築基準法(昭和 25 年法律第 201 号)の改正により、従来、特定行政庁が承認した場合に可能となっていた工事中の建築物の仮使用について、承認制度を認定制度とするとともに、建築主事及び指定確認検査機関(以下「指定確認検査機関等」という。)が国土交通大臣の定める基準に適合していることを認めた場合においても、仮使用が可能となりました。

従来の建築基準法第 7 条の 6 の規定に基づく仮使用承認制度の運用については、「建築基準法の一部を改正する法律等の施行に伴う消防機関の協力について」(昭和 52 年 11 月 29 日消防予第 228 号)、「工事中の建築物の仮使用について」(昭和 53 年 12 月 26 日消防予第 243 号。以下「243 号通知」という。)等を通知しているところですが、今回新たに設けられた指定確認検査機関等による仮使用認定制度の運用等にあたっては、下記の点に留意し、適正に対応されるようお願いします。

また、仮使用認定制度における指定確認検査機関と消防部局との連携については、国土交通省から関係機関に対し、「仮使用認定制度における指定確認検査機関と消防部局との連携等について」(平成 27 年 5 月 27 日付国住指第 788 号、別添)のとおり、通知されているところです。

各都道府県消防防災主管部長にあつては、貴都道府県内の市町村(消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。)に対してもこの旨周知いただきますようお願いします。

なお、この通知は、国土交通省と協議済みであること及び消防組織法(昭和 22 年法律第 226 号)第 37 条の規定に基づく助言として発出するものであることを申し添えます。

記

## 1 建築基準法第7条の6第1項第2号の規定に基づく仮使用について

### (1) 指定確認検査機関等の仮使用の基本的な考え方

従来の仮使用承認制度においては、工事中の建築物が安全上、防火上及び避難上支障がないことについて、裁量性のある判断を含むことが一般的であるため、指定確認検査機関等は承認を行うことができないものとされていた。

今回の改正により、指定確認検査機関等においても安全上、防火上及び避難上支障がないものとして国土交通大臣が定める基準（以下「認定基準」という。）への適合状況を画一的に判断することで、仮使用の認定ができることとなった。

この仮使用の認定にあたっては、指定確認検査機関等が認定基準への適合状況を画一的に判断するものであり、そのうち消防法（昭和23年法律第186号）に係る部分への適合状況の判断についても、指定確認検査機関等が自ら行う必要がある。ただし、指定確認検査機関等が、同法第17条に規定する技術上の基準に適合するか判断に悩む場合等に、消防機関に相談があった場合は、必要に応じて対応することが考えられる。

また、仮使用の認定と整合した運用を図る必要があるため、仮使用の認定に係る消防機関と指定確認検査機関等の連携方法について、指定確認検査機関等からの相談があった場合は、相互に確認しておくことが望ましい。

一方で、工事中の防火対象物の安全対策については、消防機関として、建築主等に消防法令及び火災予防条例（以下「消防法令等」という。）を遵守させ、防火上十分な対策をとらせる必要があることに変わりはなく、消防機関においては、事前段階から建築主等との連絡を密にし、仮使用の認定申請手続きと並行して、消防法令等の規定に基づく手続きが適切に行われるよう指導すること。

### (2) 工事中の防火対象物に関する消防計画について

工事中の防火対象物に関する消防計画は、243号通知により、仮使用承認準則に基づき特定行政庁に提出される安全計画書をもって代えることができる旨通知しているところであるが、今回の改正後の認定制度において指定確認検査機関等に提出されることとなる安全計画書には、消防計画に準じた内容を含まないため、消防法令に基づき別途届出させる必要があること。

### (3) スケルトン防火対象物について

スケルトン状態の部分をもつ防火対象物については、「スケルトン状態の防火対象物に係る消防法令の運用について」（平成12年3月27日消防予第74号）を踏まえた運用を図ること。

2 建築基準法第7条の6第1項第1号の規定に基づく仮使用について

特定行政庁が仮使用の認定を行う場合においては、従来の仮使用の承認と同様、認定基準によることなく裁量性のある判断を行うものであり、引き続き、従来の仮使用承認制度に係る通知を踏まえた運用を図ること。

消防庁 予防課

予防係 小富士・齋藤・岡

TEL : 03-5253-7523

FAX : 03-5253-7533

E-mail : h.oka@soumu.go.jp

国住指第788号  
平成27年5月27日

各都道府県建築主務部長 殿

国土交通省住宅局建築指導課長

仮使用認定制度における指定確認検査機関と消防部局との連携等について

建築基準法の一部を改正する法律（平成26年法律第54号。平成27年6月1日から施行する部分に限る。）、建築基準法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（平成27年政令第11号）、建築基準法の一部を改正する法律の施行に伴う国土交通省関係省令の整備等に関する省令（平成27年国土交通省令第5号）及び関係告示の施行については、本日付け「建築基準法の一部を改正する法律等の施行について」（技術的助言）により住宅局長から都道府県知事あて通知されたところであり、併せて、同文書名で建築指導課長、市街地建築課長から運用に当たっての留意点等を通知しているところである。

両通知において、改正後の建築基準法（昭和25年法律第201号）第7条の6の規定に基づく仮使用認定制度に関する運用等を示しているが、仮使用認定における指定確認検査機関と消防部局との連携等について、下記のとおり通知する。

貴都道府県におかれては、貴管内の特定行政庁及び都道府県知事指定の指定確認検査機関に対しても、この旨周知方お願いする。

なお、消防庁から別添のとおり所管部局あてに通知されているので、念のため申し添える。

記

1. 指定確認検査機関による仮使用認定について

指定確認検査機関による仮使用認定においては、消防法（昭和23年法律第186号）第17条等の規定を含む建築基準関係規定への適合性について指定確認検査機関において自ら確認する必要があるため留意すること。

このため、建築基準関係規定への適合性の確認等仮使用認定に係る事務を行うに当たって、消防機関との連携方法について、必要に応じて、消防機関に相談等を行い、相互に確認しておくことが望ましい。

また、指定確認検査機関による仮使用認定を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、仮使用の部分の規模等に応じて消防法第17条の3の2の規定に基づく消

防用設備等の検査等を受ける必要があるため、指定確認検査機関は申請者に対し、その検査等の実施状況を確認し、実施されていない場合は必要な手続きについて情報提供することが望ましい。

これまで特定行政庁による仮使用承認では、特定行政庁に提出した安全計画書を消防部局に提出する消防計画に代替できる運用が行われてきた。一方、指定確認検査機関に提出する安全計画書は、消防計画と比較して防火管理体制等の内容が不足するため、消防部局に提出する消防計画に代替できないことに注意が必要である。このため、指定確認検査機関は申請者に対し、消防計画の消防部局への提出状況を確認し、提出されていない場合は必要な手続きについて情報提供することが望ましい。

## 2. 特定行政庁による仮使用認定について

これまで特定行政庁による仮使用承認の運用については、「建築基準法の一部を改正する法律等の施行について（昭和52年10月28日付建設省住指第771号）」で通知されているところであるが、今回の改正によって、その運用に変更はない。